

福山市未来創生人材育成奨学ローン（市外大学等に新幹線又は高速バスで通学する者）
返済補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の人口減少対策として、若者の地元就職及び地元定着を促進するため、市内に居住しながら市外の大学等に新幹線又は高速バスで通学する際の通学費用として、学生又はその保護者が、市が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）から借りた福山市未来創生人材育成奨学ローン（以下「奨学ローン」という。）の返済額（元金及び利子の合計額をいう。以下同じ。）の全部又は一部について予算の範囲内において補助金を交付すること及びその対象者の認定について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 認定申請者（第5条第1項の規定による「認定申請者」をいう。以下同じ。）の親権者、未成年後見人及びこれらに準ずる者で市長が認める者
 - (2) 大学等 大学、短期大学（専攻科を含む。）、大学院の修士課程、高等専門学校（第4学年及び第5学年（専攻科を含む。）に限る。）、専修学校（専門課程に限る。）、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校
 - (3) 正規雇用等 次のいずれかに該当する雇用であること
 - ア 企業に直接雇用され、期間の定めのない労働契約であること
 - イ 企業に直接雇用され、就業規則で定める所定労働時間の上限（フルタイム）まで年間を通じて労働すること
 - ウ その他市長が認めるもの
 - (4) 市内居住 本市の住民基本台帳に登録されていること
- （補助認定の申請要件）

第3条 補助対象者の認定（以下「補助認定」という。）の申請ができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等に在籍し、別表に掲げる通学定期券（以下「通学定期券」という。）を購入して通っている者で、市内居住をしている者
- (2) 次のいずれかを満たす者
 - ア 保護者が市内居住をしている者又はそれに準ずるもの
 - イ 自ら生計を維持する者（以下「独立生計者」という。）
- (3) 正規雇用等により就労していない者
- (4) 大学等の卒業後3年以内に市内居住し、市内の事業所又は市内に本店がある事業所の支店（個人事業主や起業、官公庁も含む。以下「市内の事業所等」という。）において就労することを希望する者
- (5) 通学定期券の購入に対して他の補助金の交付を受けていない者
- (6) 次のいずれかの奨学金の貸与を受けていない者
 - ア 福山市が実施する奨学金（ただし、福山市青少年修学応援奨学金を除く。）

- イ 看護師確保のために各病院が設けている給付型奨学金
- ウ 企業等による、ア及びイに類する奨学金
- エ 広島県が県内企業への就職を目的として実施する奨学金
(奨学ローンの融資金額)

第4条 奨学ローンの融資金額は、購入する通学定期券の額の2分の1（10,000円未満は切り捨て）の額とし、年間500,000円を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、新幹線を利用した乗継ぎによる通学を行う者に係る同項の規定の適用については、同項中の「通学定期券の額」とあるのは、「新幹線定期券の額に相当する額」とする。

(補助認定の申請)

第5条 補助認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長が別に定める日までに申請しなければならない。

- (1) 大学等に在籍していることを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助認定の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その審査を行い、補助認定を決定した認定申請者（以下「認定者」という。）に対し、福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者認定書（様式第2号。以下「認定書」という。）を交付する。

- 2 認定書の正規修学期間は、補助認定の申請時における大学等の残りの正規修学期間とし、認定書有効期間は、認定書の送付の日からその2月後までとする。

- 3 市長は、認定申請者を補助対象者として認定しなかったときは、当該認定申請者に福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者審査結果通知書（不認定）（様式第3号）により通知する。

(確認書等の提出)

第7条 認定書の交付を受けた者は、指定金融機関に認定書を提示し、奨学ローンの契約を締結した後、速やかに市長に福山市未来創生人材育成奨学ローン契約締結確認書（様式第4号）及び契約書の写し（以下「確認書等」という。）を提出しなければならない。

(補助認定の取消し)

第8条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により補助認定を受けたとき。
- (2) 認定書の送付から2月を経過しても、確認書等を提出しなかったとき。
- (3) 認定書の送付から10年又は認定者が大学等を卒業後13年を経過しても、第14条に定める補助金の交付申請を一度も行わないとき。
- (4) その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき又は制度の信用を著しく侵害する行為があったとき。
- (5) 認定者が大学等を転学又は退学をしたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助認定を取り消したときは、当該認定者に対し、文書により通知するものとする。

(再認定の禁止)

第9条 市長は、前条の規定により認定を取り消した者について、再度、補助認定の決定を行うことができない。

(認定内容の変更・辞退)

第10条 認定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象認定者変更届（様式第5号）により市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 認定者又は保護者が住所、名前又は電話番号を変更したとき。

(2) 奨学ローンの契約内容に変更が生じたとき。

(3) その他認定申請書の記載事項等に変更が生じたとき。

2 補助認定を辞退しようとするときは、速やかにその旨を福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者認定辞退届（様式第6号）により市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は前2項の規定により認定内容を変更したときは、福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者認定変更・取消通知書（様式第7号）により、認定者に通知するものとする。

(補助金の交付申請要件)

第11条 認定者が大学等に在籍している期間において、次の各号に掲げる事項を全て満たす場合には、当該認定者（以下、「第1項対象者」という。）は、当該期間における奨学ローンの返済額のうち利子に相当する額に対する補助金の交付申請ができる。

(1) 認定者又はその保護者が奨学ローンを返済すること。

(2) 次に掲げる事項を全て行うこと。

ア 本市が発信する地元就職の促進に関する情報をメール、SNS等で受け取ること。

イ 本市主催又は本市で実施される就職関連事業に1年に1回以上参加すること。

ウ ア及びイにより得た情報を、自らのSNSを活用する等して友人等に拡散するよう努めること。

2 認定者が大学等を卒業後3年以内の期間において、奨学ローンの返済額のうち元金の返済を猶予されている場合、当該認定者（ただし、認定者又はその保護者が奨学ローンを返済する者に限る。以下、「第2項対象者」という。）は、当該期間における奨学ローンの返済額のうち利子に相当する額に対する補助金の交付申請ができる。

3 認定者が大学等を卒業している場合、次の各号に掲げる事項を全て満たす者（以下、「第3項対象者」という。）は、奨学ローンの返済額に対する補助金の交付申請ができる。

(1) 認定者又はその保護者が奨学ローンを返済すること。

(2) 大学等を卒業後に、定住することを目的として市内居住をしていること。

(3) 市内の事業所等に正規雇用等により就労していること。

4 第3項対象者が、大学等を卒業後10年を経過したときは、前項の要件を満たさないものとみなす。ただし、大学等を卒業後3年以内に第3項対象者に該当した場合は、第3項対象者に該当したときから10年を経過するまでは、この限りでない。

(補助申請年度)

第12条 補助金の交付申請は、1年度を対象として行うものとする。

(補助金額)

第13条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項対象者及び第2項対象者 補助申請年度において返済する奨学ローンの返済額のうち利子に相当する額（繰上返済をした場合は、当該年度に支払った利子に相当する額）
- (2) 第3項対象者 補助申請年度において返済する奨学ローンの返済額（繰上返済をした場合は、借入時において当該年度に支払うこととされた元金に相当する額と当該年度に支払った利子に相当する額の合計額）

(補助金の交付申請)

第14条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助金交付申請書（様式第8号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、補助対象年度の3月末日までに申請しなければならない。

- (1) 第1項対象者 次に掲げる書類

- ア 指定金融機関が発行する奨学ローンの返済額を証する書類（「ご返済予定表（変動金利型）」の写し）
- イ 交付申請者又は保護者が奨学ローンを返済したことを証する書類
- ウ 補助金の振込先口座の通帳の写し
- エ 大学等に在籍していることを証する書類
- オ 購入した定期券または領収書の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

- (2) 第2項対象者及び第3項対象者 次に掲げる書類

- ア 前号ア、イ及びウに規定する書類
- イ 大学等を卒業したことを証する書類又はこれに準ずるものの写し（初回申請時のみ）
- ウ 現住所を証する書類
- エ 在職証明書（様式第9号）
- オ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第15条 市長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、適当又は不当の決定をする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、交付申請者に福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助金交付決定通知書（様式第10号）又は福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助金不交付決定通知書（様式第11号）により通知する。

(補助金の取消し又は返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 第11条に定める要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反する行為をしたと認められるとき。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付及び補助認定に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2025年（令和7年）3月18日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のこの要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助認定の決定のあったものについて適用し、同日前に補助認定の決定のあったものについては、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

交通機関	通学定期券の内容
新幹線	西日本旅客鉄道株式会社が発行するF R E X（フレックス）パル（J R 福山駅を出発し、J R 広島駅以西又はJ R 姫路駅以东の新幹線駅を経由するものに限る。）
高速バス	バス会社が発行する高速バスの通学定期券（福山市内の停留所を出発し、広島市内の停留所に到着するものに限る。ただし、リードライナーについては、道の駅びんご府中を出発するものを認める。）